

鞍手町こども計画

概要版



計画策定の趣旨・計画の位置づけ

- わが国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。
- 令和5年4月1日には「こども基本法」が施行され、市町村に新たに「市町村こども計画」策定の努力義務が課されました。
- 本町においても、国の「こども大綱」及び「福岡県こども計画」を勘案しつつ、鞍手町のこども・若者・子育て分野の総合的な計画として「鞍手町こども計画」を策定しました。

計画の期間

- 令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間としています。

対象とする「こども」の範囲

- 本計画における「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達過程にある者（おおむね30歳未満までを想定）」とします。
- 「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱と同様に、思春期及び青年期に該当する者を想定しています。

計画の策定体制

様々な場や方法で、多くの人たちの意見を聴きながら、計画を策定しました。

鞍手町こども計画策定に係るアンケート調査

生活の実態やニーズなどを把握するために、こども・若者や子育て当事者にアンケートを実施しました。

鞍手町子ども・子育て会議

「鞍手町子ども・子育て会議」を設置し、こども・若者支援や子育て支援について審議を行いました。

こどもワークショップ

町内のこどもの意見を計画に反映させるために「こどもワークショップ」を実施しました。

オンライン意見箱

町内の全てのこども・若者や子育て当事者を対象とした意見聴取の仕組みとして実施しました。

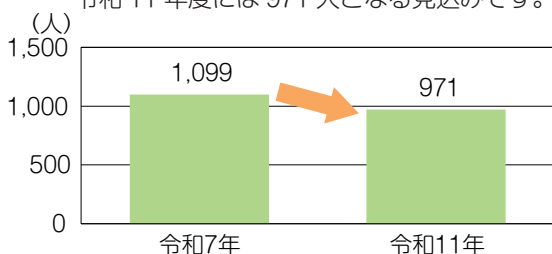
パブリック・コメントの実施

本計画を広く公表し、町民から意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

こども・若者を取り巻く現状

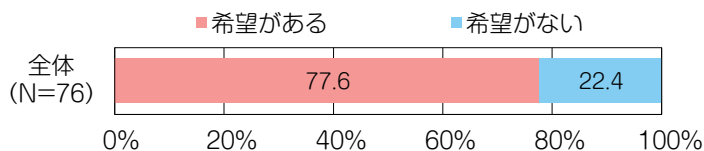
【鞍手町の児童数の現状と将来推計】

町内の小学生以下の児童の人口は減少が続き、令和11年度には971人となる見込みです。



【将来への希望（アンケート結果）】

将来への希望があると回答した割合は77.6%、希望がないと回答した割合は22.4%です。



基本理念

～安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり～

地域や社会全体が保護者に寄り添い、互いに協力し子育て支援に取り組むとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを推進します。

基本目標と施策の展開

基本目標 ① 子ども・若者の権利の保障

施策

1) 子どもの権利の普及啓発

◎ 学校教育や広報媒体等を通じた啓発を推進し、子どもの権利に対する社会全体の理解促進を図り、権利が尊重される地域社会の形成を目指します。

2) 子どもの意見表明支援

◎ 子どもの意見が町の施策に反映される仕組みを整備するため、意見表明権の周知に加え、アンケートやワークショップ等の意見聴取の機会を継続的に確保し、子どもが安心して意見を述べられる環境を整えます。

【主な取組】

- 子どもの権利に関する情報提供・啓発
- 子どもの人権に関する意識啓発
- 子どもの意見表明権の周知啓発
- 子どもの意見聴取・施策反映のための取組の推進

基本目標 ② 子どもの成長段階に応じた支援

施策

1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援

◎ 妊娠前支援から産後ケア、家庭訪問、発達相談まで一貫した支援体制を整備し、伴走型相談支援の充実を図ります。

2) 幼児教育・保育の充実

◎ 教育・保育の提供体制を安定的に確保するとともに、子ども誰でも通園制度の導入や保育料無償化の拡充など、幼児教育・保育の充実を図ります。

3) 生きる力を育む教育環境の確保

◎ 小規模校化や施設の老朽化、不登校の増加など、教育を取り巻く複合的な課題に対応するため、小学校統合による施設整備や教育環境の改善、ICT 教育の充実、食育の推進に取り組みます。

4) ライフステージに応じた学習の場の提供

◎ 地域の大人と子どもが関わる機会が減少する中、子どもの規範意識や社会性、地元愛を育むため、地域や関係機関と連携した体験活動、読書活動、学習機会の充実を図ります。

5) 居場所づくりの推進

◎ 小学校統合に伴う施設整備と連動した放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室の継続、食事・学習支援を含む「第三の居場所」の創出を進め、子どもが安心して過ごせる環境の確保に努めます。

【主な取組】

- 妊娠前から出産に向けた支援
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
- 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）
- 保育料無償化
- 小学校統合整備事業
- GIGA スクール推進事業
- 食育の推進
- 学校運営協議会
- 読書活動推進事業
- 放課後子ども教室
- 子どもの居場所づくり推進事業

基本目標 ③

全ての子どもと家庭へのきめ細かな支援

施策

1) 児童虐待の防止

- ◎ 子ども家庭センターを中心に関係機関連携を強化し、家庭訪問や相談支援の充実を図ります。

2) 貧困の状況にある子どもへの支援

- ◎ 保護者の不安定な就労状況や経済的困難が学習・生活に影響を及ぼす家庭に対し、必要な支援が確実に届くよう取り組みます。

3) ひとり親家庭への支援

- ◎ 児童扶養手当や医療費助成の継続に加え、就労支援や相談支援を充実させ、生活の安定と自立支援を推進します。

4) 障がいのある子どもへの支援

- ◎ 障がい児福祉サービスの充実、早期発見から学校生活まで一貫した支援体制の整備、特別支援教育の充実を進め、子どもの成長を支援します。

5) 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進

- ◎ 教育支援センターの活用やスクールカウンセラー等の配置により相談体制を強化し、学校復帰や自立に向けた支援を実施します。

6) ヤングケアラーへの支援

- ◎ 学校アンケート等による早期把握を行い、子ども家庭センターや訪問支援につなげ、家庭の負担軽減と子どもの生活の安定を図ります。

【主な取組】

- 子ども家庭センターにおける相談支援
- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 養育支援訪問事業
- 就学援助
- 保護者の就労支援
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成
- 障がい児福祉サービス
- 特別支援教育
- こどもの発達相談事業
- 教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）
- 教育支援センター
- ヤングケアラーの早期把握
- 子育て世帯訪問支援事業

基本目標 ④

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

施策

1) 次代の親につながるきっかけづくり

- ◎ 本人の価値観を尊重しつつ、乳幼児との触れ合い体験や結婚支援の周知を行い、結婚や子育てについて考えるきっかけづくりに取り組みます。

2) 若者の社会的自立に向けた支援

- ◎ 家庭の経済状況や不登校経験、ひきこもり等の様々な理由で進学や就職に課題を抱えている若者が、社会で活躍し自立できるよう、福岡県や関係機関が実施する事業の周知などにより、進学・就労支援に取り組みます。

3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎ ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や性別による固定的役割分担の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

4) 子育てしやすい住環境づくり

- ◎ 子育て家庭に安心安全かつ快適に本町に住み続けてもらうために、公園や公共施設の整備、交通安全対策や公共交通の充実、定住促進奨励金交付事業、地域コミュニティの活性化などに取り組みます。

【主な取組】

- 乳幼児触れ合い体験（中学生の乳幼児健診参加）
- 若者の結婚支援
- 男女共同参画の推進
- 子育て短期支援事業
- 定住促進奨励金交付事業
- 公共施設等の整備
- 公共交通の利便性向上
- 新たなコミュニティの形成

成果指標

成果指標	現状値	目標値
出生数	61人/年（令和4年度）	80人/年
子育て支援策の満足度	63.0%（令和6年度）	90.0%
教育支援策の満足度	62.0%（令和6年度）	90.0%
「子どもの権利条約」の認知度（子ども）	41.8%（令和6年度）	90.0%
「子どもの権利条約」の認知度（保護者）	47.2%（令和6年度）	90.0%
子どもの生活の満足度	75.3%（令和6年度）	90.0%

教育・保育の量の見込みと確保方策

- 教育・保育の確保方策は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にとどまらず、令和元年度より鞍手幼稚園へ委託している2歳児の定期預かり事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））や企業主導型保育施設の地域枠も含めて提供量を確保します。

（単位：人）

		令和7年度		令和11年度		
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
幼児教育のみ		81	100	77	100	
保育の 必要性あり	3～5歳児	幼児教育の利用希望が強い	33	59	31	59
		上記以外	132	157	126	157
	0歳児	31	31	27	31	
	1歳児	47	54	42	54	
	2歳児	42	58	35	58	

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

事業名	単位	令和7年		令和11年	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
乳児家庭全戸訪問事業	人	60	60	60	60
養育支援訪問事業	人	55	55	55	55
妊婦健康診査事業	回	780	780	780	780
放課後児童健全育成事業	人	196	208	170	180
地域子育て支援拠点事業	人	220	220	220	220
子育て短期支援事業	人	362	362	362	362
実費徴収に係る補足給付を行う事業	対象世帯に費用の一部を助成				
一時預かり事業（幼稚園在園児）	人	4,380	4,380	4,380	4,380
一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	人	1,620	1,620	1,620	1,620
延長保育事業	人	165	165	165	165
病児・病後児保育事業	人	396	507	396	507
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化のための取組実施				
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	当面は実施の予定なし				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	既存の事業者の運営への助言や新規参入事業者の相談に対応				
産後ケア事業	人	35	35	35	35
子育て世帯訪問支援事業	人	1,090	1,090	990	990
児童育成支援拠点事業	今後の需要や動向をみながら必要に応じて対応				
親子関係形成支援事業	今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応				
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	人	令和8年度から実施		3	3
妊婦等包括相談支援事業	回	60	60	60	60

計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、町民や関係団体との連携を深め、互いに協力しながらこども・若者や子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。
- こども施策の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、点検及び評価を各年度で行い施策の改善や見直しなどを講じます。